水俣市社協だより

〈第63号〉

水俣市社会福祉協議会熊本県共同募金会水俣市支会

水俣市牧ノ内3番1号 TEL 0966-63-2047 FAX 0966-63-3570

メールアドレス info@minamata-shakyo.jp ホームページ http://www.minamata-shakyo.jp/

誰もがもやいの心で「水俣に住んで良かった」と実感できるまちを目指して

車いす体験学習を実施しました



9月17日(木)第二小学校の4年牛を対象に重いすの体験学習を行いました。

社協だより第63号の内容

- ●地域福祉権利擁護事業の案内
- ■緊急小口資金等の特例貸付の案内
- ●高齢者虐待防止について
- ●緊急時医療情報キット「いのちのバトン」 をご活用ください
- ●認知症の人を地域で支えるために オレンジカフェのご案内 かざぐるまの会(認知症介護者の会) 認知症サポーターになりませんか?

ワンポイントアドバイス

- ・車いすに乗る方は不安を感じることがありますが、 声かけによって安心感を得ることができます。
- ・乗降する時は、転倒予防するため、ブレーキを しっかりかけ、フットレスト(足台)を上げて乗 降しましょう。



大家族の立場で後見人等養成講座を開催しました。 「特来、市民後見人として活動することを目指す人、家族の立場で後見人として活動することをお考えす人、家族の立場で後見人となることをお考えすしました。 「古間(7カリキュラム)開催され、全課程を開催しました。 「古れた方に修了証を授与しました。



芦北水俣圏域市民後見人等養成講座

あなたの暮らしと財産を守ります

受講者 7名(修了者 6名)

~地域福祉権利擁護事業のご案内~

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した 生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【サービスの内容】

- 1 福祉サービスの利用援助
- 2 日常的な金銭管理の支援
- 3 日常生活に必要な事務手続きの支援、代行
- 4 通帳や証書などの預かり



ご利用できる方は 次の二つの要件を 満たす方です

【お問い合わせ先】

水俣市社会福祉協議会 権利擁護センター

電 話 0966-63-2047

メール kenriyogo-c@minamata-shakyo.jp

下している方で、日常生活に不安がある方

①認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低

②ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容

■利用料金■

900円/1時間

(生活保護受給者は無料)

がある程度理解できる方

緊急小口資金等の特例貸付

特例貸付を実施しています。 帯を対象に、緊急小口資金と総合支援資金の 業や失業等により一時的に収入が減少した世 申請期間は令和3年3月末まで延長されて 新型コロナウイルス感染症の影響による休

いますので、申請をお考えの方は水俣市社会 福祉協議会にお尋ねください。

【借入申込に必要なもの】

- 内のもの) 世帯全員分の住民票(発行後3カ月以
- ナンバーカード、健康保険証等) 身分を証明できる物(運転免許証、マイ
- (3)資金は実印 申込者の預金通帳及び印鑑(総合支援

緊急小口資金

20万円以内

一括(1回)

1年以内

2年以内

無利子

不要

緊急かつ一時的な

コロナウイルスの影響を受け、

入の減少があり、

持のための貸付を必要とする世帯

【お問い合わせ・申込み先】

水俣市社会福祉協議会

電話 0966-63-2047

info@minamata-shakyo.jp

貸付対象

貸付上限

貸付期間

据置期間

償還期限

貸付利子

保証人

	総合	支援資金	
等によ			
	2人以上の世帯 月20万円以内	単身世帯 月15万円以内	
	原則3月以内		
	1年以内		
	1	0年以内	
	無利子		
		不要	

とき 2月17日(水)

みませんか?

ところ 水俣市社会福祉協議会 多目的ルーム

ひきこもりの人がいる

対

参加費 無料

【お問い合わせ】

水俣市社会福祉協議会

電話 0966-63-2047 みなまた安心センター

ansin@minamata-shakyo.jp



じ悩みを抱えているご家族同士で思 のは当然のことですが、家族も同じ いを語り合ったり、情報交換をして ように苦しい思いをしています。同 ひきこもり家族交流会 ひきこもっている当事者が苦しい 14時より

高齢者虐待とは?

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」であり、高齢化が進む中で大きな社会問題となっています。このような状況を受けて、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持することを目的として平成18年4月に「高齢者虐待防止法」が施行されました。

○高齢者虐待についての理解を深める

高齢者虐待の背景には、認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れ 生活上の問題など、様々な要因があります。高齢者虐待について正しく理解する ことが高齢者虐待を防止する第一歩です。



高齢者虐待には、さまざまな形態があります

身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為、 又は、外部と接触させないような行為

(例)

- ●叩く・つねる
- ●無理矢理食事を口に入れる
- ●ベッドに縛り付けたり、薬 を過剰に服用させ身体拘抑制する



性的虐待

本人の合意もなく行為を行ったり、強要したりするような行為

(例)

- ●意図的に下半身を 裸にして放置する
- ●キス、性器への接触、セックスなどの強要 等



介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を 放棄するような行為

(例)

- ●食事を与えない
- ●オムツを交換しない
- ●ゴミを放置して劣悪な 住環境の中で生活させる
- ●必要な介護サービスを 理由もなく利用させない



心理的虐待

高圧的に言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

(例)

- ●怒鳴る・ののしる
- ●侮辱を込めて子どものように扱う
- ●排泄の失敗を嘲笑する
- ●意図的に無視する

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用 を理由なく制限するような行為

(例)

- ●日常的に必要な金銭を渡さない (使わせない)
- ●本人の自宅等を本人に 無断で売却する
- ●年金や預貯金を本人の意思・ 利益に反して使用する 等



この他にも、「セルフ・ネグレクト」(自 ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放 置している状態)の高齢者も

多く、他の虐待同様に 周囲の支援が望まれます。



◎高齢者とその家族を「孤立させない」

高齢者虐待はだれの身にも起こりうる問題です。身近な高齢者や 介護している家族に気を配り、あいさつをしたり、 声をかけたりする見守りが虐待の防止につながります。 虐待を身近な問題ととらえて、高齢者とその家族を 地域全体で支えていくことが大切です。



高齢者虐待発見 チェックリスト

ご近所にこんな人や様子が見られませんか? 〇が付いた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

●高齢者からのサイン●

身体に小さなキズが頻繁にみられる。		
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。		
不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過 度の睡眠等)を訴える。		
おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が みられる。		
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。		
急に怯えたり、恐ろしがったりする。		

経済的に困っていないのに、利用負担のある サービスを利用したがらない。		
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳 が取られたと訴える。		
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。		
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。		
昼間でも雨戸が閉まっている。		
薬や届けたものが放置されている。		

●介護者からのサイン●

他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。

高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。

●地域からのサイン●

郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当を頻繁に買っている。

(参考) 厚生労働省「高齢者虐待防止マニュアル」より抜粋

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、 水俣市地域包括支援センターの相談窓口までご相談・ご連絡下さい。

水俣市地域包括支援センター 電話 0966-62-3030

水俣市地域包括支援センターからのお知らせ

令和2年度水俣市高齢者無料法律相談会を開催いたします

みなさんは暮らしの中で、一人で考えられないような様々な悩みはありませんか? 遺産相続、多重債務、成年後見、扶養関係など、法律に関する相談に弁護士が応じます。

日 時: 令和3年3月30日(火) 14時~16時

場 所:水俣市社会福祉協議会 相談室

参加費:無料※相談時間一人あたり20分~30分程度

申し込み締め切り:令和3年3月23日(火)

問い合わせ:水俣市地域包括支援センターもやい

電話 0966-62-3030 メール houkatsu@minamata-shakyo.jp

ケアプランナー募集

水俣市地域包括支援センターでは介護予防ケアマネジメント業務に従事していただく方を募集しています。

募集人員:若干名

資 格:介護支援専門員、保健師、社会福祉士、看護師(地域ケア、地域保健の経験者)

社会福祉主事(高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した方)のいずれか

ずっと元気でいたいから 相談してみよう!!

水俣市地域包括支援也少多一

もやい館 1階 20966-62-3030

訪問販売で、高か布団 ば買ってしまった。 隣ん人は、しょっちゅう喧嘩 しとらすごたっ。心配じゃ。



親が認知症と診断された。 介護保険で何かサービスを 受けられるでしょうか?



親のもの忘れがひどく なってきた。病院を受 診したいが、専門の病 院はどこにあるの?



【地域包括支援センターの仕事】

〈総合相談支援〉

足腰が痛か一。 運動できる場所 はなかんね?

高齢者ご本人、 家族、地域の方 からの相談を、 お受けします。

〈権利擁護〉

財産管理や契約の判断などに困っている方へ、利用できる制度の紹介をします。

悪徳業者の被害に対応します。 高齢者などの虐待に対応します。

〈介護予防ケアマネジメント〉

総合事業、要支援に認定された方のケアプランを作成します。

健康教室や地域の集まりのご 案内をします。

〈包括的/継続的ケアマネジメント〉

病院、介護サービス事業所、民生委員 などと連携をとり高齢者の暮らしを 支えます。



緊急時医療情報キット「いのちのバトン」をご活用ください

緊急事態でも自分の情報を正確に伝えるために、事前に備える「いのちのバトン」。 現在、1,000世帯以上のご家庭でご利用いただいています。



【いのちのバトン一式】

- ・バトン本体
- ・いのちのカード(ご家族の枚数)
- ・冷蔵庫貼付用マグネット
- ・玄関貼付用シール



◆すでにお持ちの方◆

保管してある情報に変更点はありませんか? かかりつけの病院や飲んでいる薬が変わった 方は、確認をお願いします。

新しいカードが必要な場合は社協窓口にお越 しいただくか、社協までご連絡ください。

◆まだお持ちでない方◆

水俣市在住の方であればどなたでも利用いただけます。

社協窓口までお越しいただくのが難しい方は 社協までご連絡ください。

職員がお持ちします。

赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございます

法人募金にご協力いただいた皆様

- ・岡部病院
- ・白梅病院
- · 立尾電設株式会社
- やすらぎ苑
- ・医療法人善哉会山田クリニック
- ・有限会社あらせ
- · 新興製機株式会社
- ・生活協同組合くまもと
- ・あすなろ印刷
- ・興南電気株式会社
- ·太陽電気株式会社水俣支店
- ・アクトビーリサイクリング株式会社
- · JNC 環境株式会社
- ・MAC コンサルティング株式会社
- ・尾田胃腸科内科
- · JNC 株式会社 水俣製造所
- · JNC 開発株式会社

(敬称略)

店頭募金にご協力いただいた皆様

- ・福田農場
- ・フジヤ
- ・昇陽館
- ・水香
- 海と夕やけ
- まどか寿司
- ・ナポレオン
- ・みむら
- ・扇スポーツ
- ・たかやま
- ・あらせ会館
- ・和風三笠
- ・池田屋
- ・ふれあいセンター
- ・ 風季のとう
- ・宮本酒店
- ・レストランさくら
- ・吉冨薬局
- ・南里
- ・鬼塚日照堂



認知症の人を地域で支えるために

もの忘れ無料相談会のご案内

もの忘れが気になる方を対象とした相談会を開催します

日にち:令和3年2月26日(金) 時 間:14時~16時(予定)

場 所:水俣市社会福祉協議会(小会議室)内 容:認知症サポート医による面談

認知症疾患医療センター長 富安昭之先生

その他:相談は予約制です(一人30分程度)

事前に水俣市社会福祉協議会までご連絡ください。

※時間は個別にお知らせします



かざぐるまの会(認知症介護者の会)に参加しませんか?

かざぐるまの会とは、認知症の方を介護している家族同士で、日頃の悩みや交流を図る場所です。お気軽にご参加ください。

もやい館 1階 社会福祉協議会 会議室 毎月第4木曜日(13時30分~14時30分)

※お問い合わせは下記まで



認知症サポーターになりませんか?

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを行っています。

※個人で受講したい、職場で受講したい方はご相談ください。

【お問い合わせ】 水俣市社会福祉協議会 電話 0966-63-2047 FAX 0966-63-3570 メール info@minamata-shakyo.jp



第二小学校認知症サポーター養成講座の場面